

第 1 章 総 説

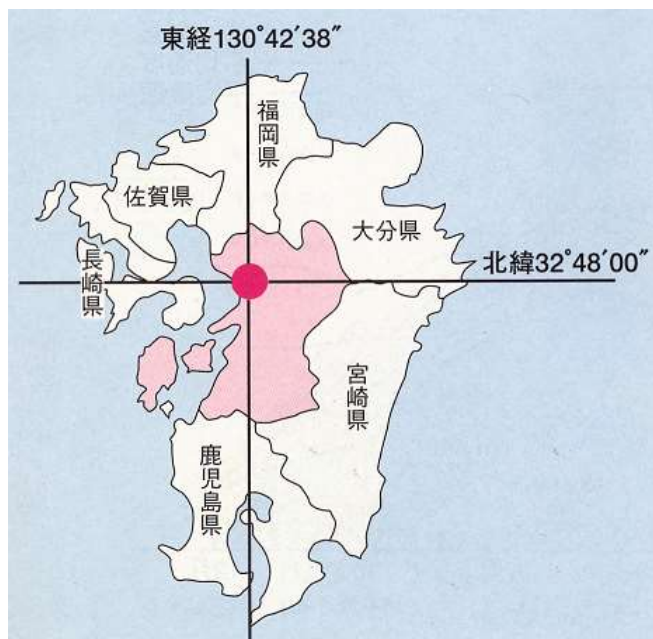
1 市勢の概況

「森と水の都」と呼ばれ九州のほぼ中心に位置する熊本市が町としての体裁を整えたのは、加藤清正が熊本城を築城したころ〔慶長6年（1601年）～12年（1607年）〕からで、続く細川家の治世の下200有余年城下町として栄えてきた。明治10年（1877年）の西南の役により全市街焦土と化したのが、直ちに復興し、明治22年（1889年）に市政が施行され熊本市が誕生した。大正から昭和にかけて周辺町村を合併しつつ熊本市の基礎を固め、九州の政治・経済・教育・文化の中心地として発展し続けてきた。

昭和 20 年（1945 年）の戦災、28 年の水害等の苦難を市民の不断の努力で克服してきた熊本市は、その後も数次にわたる市域の拡大と近代都市機能の集積を行いつつ、平成元年（1989 年）には、市政施行 100 周年を迎えた。

そして、平成 20 年（2008 年）10 月の旧富合町、平成 22 年（2010 年）3 月の旧植木町及び旧城南町との合併を経て、平成 24 年（2012 年）4 月には人口約 73 万人、面積約 390 平方キロメートルの政令指定都市熊本市が誕生した。

熊本市の位置



面 積	390.32km ²
人 口	735,675人
世帶数	339,217世帯

(熊本市の推計人口 令和6年(2024年)4月1日現在)

2 ごみ減量・リサイクルの推進

(1) はじめに

近年、地球温暖化の影響によると考えられる自然災害の激甚化・頻発化や、金属や化石燃料などの天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響など、環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、資源の循環的利用をより一層徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への変革が求められている。

本市においては、平成 23 年（2011 年）3 月に「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政との協働のもと、ごみの減量化やリサイクルの推進、ごみの適正処理などの取組を進めてきた。

このような中、令和 3 年度（2021 年度）で計画期間が満了することに伴い、令和 4 年（2022 年）3 月に、計画期間を令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までとする新たな計画を策定し、少子高齢化の進展や、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な循環型社会の実現に向けて、更なるごみの減量化やリサイクルの推進に取り組んでいくこととした。

(2) 熊本市一般廃棄物処理基本計画（令和 4 年（2022 年）3 月策定）

① めざす姿

みんなでつくり、未来へつなぐ、循環型都市

② 基本方針

【基本方針 1】

ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む 3R（スリーアール）※1+リニューアブル※2

- ごみの発生抑制に重点を置いた 3R の取組を推進し、資源の循環的利用を徹底する。
- 新たにリニューアブルという考え方を加え、プラスチックの削減と資源循環に取り組む。

※1 3R（スリーアール）とは

「リデュース（Reduce）できるだけごみを出さないこと」、「リユース（Reuse）繰り返し使うこと」、「リサイクル（Recycle）資源として再生利用すること」の 3 つの「R」を指す略語。

※2 リニューアブル（Renewable）とは

環境への負荷が大きい石油等の化石資源を使ったプラスチック製品等を、再生可能な資源（植物を由来とする原料で製造されるバイオマスプラスチック※3 等）に替えること。

※3 バイオマスプラスチック

原料としてトウモロコシやサトウキビなど植物の有機資源を利用して作られたプラスチック素材。

【基本方針 2】

環境負荷の少ない 適正かつ安定的なごみ処理体制の構築

- ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の過程で、常に安定的な運営に努める。
- 処理過程における環境負荷の低減とエネルギーの効率的回収を推進する。

【基本方針 3】

強靱な災害廃棄物処理体制と持続可能な地域循環共生圏の構築

- 近年、頻発する大規模災害等の発生に備え、民間企業や他の自治体と連携し、強靱な災害廃棄物処理体制を構築する。

- 今後の少子・高齢化の進展を見据えた行財政運営効率化の観点から、近隣自治体と連携し、ごみ処理の広域化を検討する。

③ 取組の視点

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の視点を踏まえ、経済、社会、環境の三側面を統合する（相乗効果を創出する）施策とすることを念頭に置き、各施策に取り組む。

④ 成果指標と目標値

成果指標	基準値 (R1)	目標値 (R13)	実績値 (R5)	目標値の考え方
1 ごみ総排出量 (資源化された量を含む) (1人1日あたり)	263,004 t (983 g)	237,408 t (905 g)	250,336 t (939 g)	国の目標値における削減率を設定 (1人1日あたり△約8%)
2 家庭系ごみ処理量 (資源化された量を除く) (1人1日あたり)	123,791 t (463 g)	105,672 t (403 g)	115,482 t (433 g)	国の目標値における削減率を設定 (1人1日あたり△約13%)
3 家庭系ごみのリサイクル率 (集団回収量を含む)	23.9%	30.0%	24.1%	現計画の目標値を据え置く
4 事業系ごみ処理量 (資源化された量を除く)	95,039 t	88,490 t	87,138 t	成果指標1、2と調整を図り設定
5 年間の埋立処分量 (焼却灰を含む)	24,207 t	19,365 t	24,908 t	国の目標値における削減率を設定 (△約20%)
6 温室効果ガスの排出量	81,011t (H25実績)	48,607t	93,168t	連携中枢都市圏温暖化対策実行計画における削減目標（令和12年度までに平成25年度実績から40%削減）に基づき設定

3 適正なごみ処理の実施

(1) 現状と課題

排出されたごみの適正処理は、健康的な市民生活を営む上で最も基礎的なことであり、本市は効率的なごみ収集体制の確立や計画的な処理施設の整備、さらには環境負荷にも配慮し、ごみの適正処理の推進に努めてきた。

今後は人口動態に注視したごみ処理量の見込みや中間処理施設及び最終処分場の供用年数を見据えながら、施設の維持補修等に努めるとともに、収集運搬、中間処理、資源化、最終処分のそれぞれの処理について民間処理業者との連携を図りながら、適正な体制を確立していく必要がある。

(2) 基本方針とその取組

① 効率的なごみ収集運搬体制の確立

適正かつ効率的に家庭ごみの収集運搬を行うため、平成 17 年（2005 年）4 月から、収集運搬業務の民間委託を進めている。

また、平成 20 年（2008 年）4 月に熊本地区の埋立ごみ及び大型ごみの直営収集部門であった蓮台寺クリーンセンターを分割し、北部・西部・東部の各クリーンセンターに統合、令和 5 年 4 月には、北部クリーンセンターを西部・東部の各クリーンセンターに統合した。

委託地域拡大時期	拡大台数（パッカー車）
平成17年（2005年）4月	8台分
平成20年（2008年）4月	8台分
平成23年（2011年）4月	8台分
平成25年（2013年）4月	15台分
令和元年（2019年）4月	4台分
令和3年（2021年）4月	3台分
令和3年（2021年）6月	1台分
令和4年（2022年）4月	6台分
令和5年（2023年）4月	6台分

② ごみ処理施設の能力確保

(ア) 環境工場の施設整備

東西の両環境工場について、毎年の定期的な維持補修等により焼却処理能力の確保に努める。

東部環境工場（平成 6 年（1994 年）3 月竣工）については、施設の延命化のための大規模改修を平成 19 年度（2007 年度）から平成 22 年度（2010 年度）にかけて実施した。

さらに、西部環境工場については、平成 24 年（2012 年）4 月に新工場の施設整備に着手し、平成 28 年（2016 年）3 月に供用開始、9 月に竣工した。

(イ) 最終処分場の能力確保

旧扇田環境センター[供用期間：昭和 59 年度（1984 年度）～平成 19 年度（2007 年度）]の隣接地に、新たな最終処分場（新扇田環境センター）を建設し、平成 15 年（2003 年）6 月から供用開始した。また、計画埋立容量を確保するため平成 21 年（2009 年）10 月から平成 25 年（2013 年）3 月まで第 2 期工事を行った。

③ 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適正処理についての指導を強化するとともに、最終処分場周辺の地下水等の水質検査を行い、処理施設の適正管理を指導する。

4 し尿等の適正処理

(1) 現状と課題

快適な生活環境の向上と川や海などの水質を守るために、「熊本市総合計画」において合併処理浄化槽を公共下水道と並んで基幹的な施設と位置付けており、下水道の整備が見込まれない地域を対象に合併処理浄化槽の整備の促進を行っている。今後は、台所、風呂などの生活雑排水が処理されないまま放流されている単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯に対する合併処理浄化槽への転換の推進、さらに既存浄化槽の適切な維持管理、並びに処理施設等の適正確保と安定的な運用が課題となっている。

(2) 基本方針とその取組

① 合併処理浄化槽の整備促進

今後も、国の小型合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を最大限に活用し、特に熊本市公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の整備を促進する。

② 浄化槽等の適正管理

法定検査、保守点検及び清掃などの浄化槽の適正管理を推進するため、一括維持管理契約（4者契約）の普及促進、文書による指導や立入検査等を積極的に行う。

③ し尿収集及び処理体制の維持

し尿収集業者との連携強化はもとより、本市における将来のし尿処理のあり方を明確にすることで、適正な収集・処理体制を確保する。

(3) 施策指標

汚水処理率 95.6%[平成 27 年度（2015 年度）基準値]

→ 97.4%[令和 5 年度（2023 年度）検証値]

（下水道処理人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口）／行政人口

（参考） 令和 5 年度（2023 年度）末 汚水処理率 98.0%

【内訳】	公共下水道	91.0%
	合併処理浄化槽	6.5%
	農業集落排水	0.5%

5 事務分掌

令和6年(2024年)4月1日時点

組 織	事務分掌
廃棄物計画課	(1)部内事務の連絡調整に関すること。 (2)廃棄物行政に係る総合的企画に関すること。 (3)廃棄物処理手数料に関すること。 (4)指定収集袋に関すること。 (5)ごみ収集に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (6)資源リサイクルに関すること。 (7)ごみに関する相談及び大型ごみの申込受付に関すること。 (8)ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること(事業ごみを除く。) (9)生活環境の美化に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (10)旧リサイクル情報プラザに関すること。 (11)平成28年熊本地震による損壊家屋等の解体及び撤去に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (12)平成28年熊本地震による災害廃棄物の処理等に関すること。
環境施設課	(1)局の所管に属する環境施設等の整備に関すること。 (2)局の所管に属する環境施設等の維持管理に係る技術支援に関すること。 (3)循環型社会の形成推進に関すること。 (4)西部環境工場の管理及び運営に関すること。 (5)戸島ふれあい広場及び扇田ふれあい広場に関すること。 (6)扇田環境センター(室)に関すること。 (7)西部交流センターに関すること。
扇田環境センター	(1)廃棄物の埋立処分に関すること。 (2)埋立地の管理に関すること。 (3)埋立地周辺住民との連絡調整に関すること。
事業ごみ対策課	(1)廃棄物処理の指導及び監督に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (2)事業ごみの減量及びリサイクルの推進に関すること。 (3)使用済自動車の再資源化に関すること。 (4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (5)放置自動車防止対策に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (6)資源物の持ち取り対策に関すること。 (7)放置自動車対策協議会に関すること。
西部クリーンセンター及び 東部クリーンセンター	(1)ごみの収集及び運搬に関すること。 (2)センターの施設及び車両の管理に関すること。 (3)ごみ出しルール及びごみ減量・リサイクルの啓発に関すること。 (4)不燃物及び大型ごみの収集に関すること。
東部環境工場	(1)ごみの焼却処分に関すること。 (2)ばいじん及びごみの分析及び測定に関すること。 (3)工場の施設及び設備の管理に関すること。 (4)三山荘及び東部交流センターに関すること。
浄化対策課	(1)し尿処理の総合的企画に関すること。 (2)し尿処理業者の指導及び監督に関すること。 (3)浄化槽の設置、保守点検及び清掃に関すること。 (4)公衆便所に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (5)旧秋津浄化センターに関すること。
総務企画課 (廃棄物処理行政に関する事務分掌に限る。)	(1)し尿処理等に係る相談の受付に関すること。 (2)一木地区汚水処理施設及び大和地区汚水処理施設の管理及び運営に関すること(北区役所に限る。) (3)ふれあい収集の受付等に関すること。 (4)家庭ごみ有料化支援袋の交付に係る届出の受付に関すること。 (5)ボランティアシールの交付に関すること。 (6)植木地域におけるごみの収集運搬及び清掃指導に関すること(北区役所に限る。) (7)ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること。 (8)減量美化推進員及び減量美化功労者表彰に係る連絡調整等に関すること。 (9)町内一斉清掃及びボランティア清掃に関すること。 (10)ごみステーション管理支援補助金の受付に関すること。 (11)へい死動物に係る連絡調整に関すること。 (12)ごみ収集に関する相談及び問い合わせに関すること。 (13)廃棄物処理に係る相談、初動調査及び指導に関すること。 (14)廃棄物手数料の減免に関すること((4)に掲げるもの及び他課の所管に属するものを除く。) (15)旧下益城郡城南町の区域における水洗便所等改造工事費の助成に関すること(南区役所に限る。) (16)旧城南町ごみ処理場跡地に係る水質検査に関すること(南区役所に限る。)。

6 職員配置

令和6年(2024年)4月1日

課・班	局長級	部長級	課長級	主幹級	主査級	作業長	主任	主任主事	主事	主任技師	技師	副主任	業務技師	再任用職員	計
環境局資源循環部		1													1
廃棄物計画課			2												2
総務班				1				2	1	1					5
計画班				1				2	1						4
業務管理班				1				2	1					3	7
地域支援班					1			2	1						4
計			2	3	1			8	4	1				3	22
環境施設課			1	1											2
総務班					1				1						2
施設班				1	3					2	1			1	8
土木班				1	1					1					3
小計				2	5				1	3	1			1	13
扇田環境センター				1	3	1	2					1		6	14
計			1	4	8	1	2		1	3	1	1		7	29
事業ごみ対策課			2	1											3
事業ごみ減量班				1					1		1			1	4
廃棄物指導班					1					1	2				4
計			2	2	1				1	1	3			1	11
西部クリーンセンター			1	1											2
作業班					2	4	1					35		2	44
啓発推進班				1								10		8	19
計			1	2	2	4	1					45		10	65
東部クリーンセンター			1	1											2
作業班				1		4		1				35		1	42
啓発推進班				1								8		11	20
計			1	3		4		1				43		12	64
東部環境工場		1	1												2
管理班				1	1	1	5					5		8	21
技術班				3						2	3				8
運転班				2	3					6	10			1	22
計		1	1	6	4	1	5			8	13	5		9	53
浄化対策課			1												1
総務班				1	1										2
指導班					1					1	1			2	5
計			1	1	2					1	1			2	8
合 計		2	9	21	18	10	8	9	6	14	18	94		44	253

職 務	ごみ処理	245	燃やすごみ・埋立ごみ・大型ごみ・紙収集	129
			ごみ出しルール等啓発	
			埋立処分場等の施設整備	15
			焼却	53
			埋立	14
			管理	34
	し尿処理	8	管理	8